

基準 22 屋外消火栓設備の設置及び維持に関する基準

法令等に定める技術上の基準によるほか、次に定めるところによる。

- 1 ポンプを用いる加圧送水装置等は、基準 13、第 1、第 1 項の規定の例によること。
- 2 水源の有効水量の算定等は、基準 13、第 1、第 2 項及び第 3 項の規定の例によること。
- 3 配管等は、基準 13、第 1、第 4 項（第 2 号、第 3 号及び第 10 号を除く。）の規定の例によるほか、次によること。
 - (1) 単口形の屋外消火栓を設ける場合は、内径を 80 mm 以上、双口形の屋外消火栓を設ける場合は、内径を 100 mm 以上とすること。
 - (2) 管の口径に対する流水量は、第 22-1 表によること。

第 22-1 表

管の呼び (mm)	管の許容水量 (L/min)
65 以上	350
100 以上	700

- 4 非常電源、配線等は、基準 13、第 1、第 5 項の規定の例によること。
- 5 耐震措置は、基準 13、第 1、第 6 項の規定の例によること。
- 6 屋外消火栓箱は、基準 13、第 1、第 7 項第 1 号から第 4 号までの規定の例によるほか、次によること。
 - (1) 屋外消火栓箱の上部又は屋外消火栓箱の扉表面の上端部に、取り付け面と 15 度以上の角度となる方向に沿って 10m 離れたところから容易に識別できる赤色の灯火を設けること。◇
 - (2) 雨水又はねずみ等が侵入できない構造のもので、かつ、通気口を設けたものであること。◇
 - (3) 扉は、容易に全開することができる構造のものであること。◇
- 7 屋外消火栓は、次によること。
 - (1) 地上式とし、かつ、ホース接続口（差込式で、口径が 65 mm のもの）が屋外消火栓箱の内部に格納されているものであること。◇
 - (2) 建築物の外壁に接して、出入口又は開口部付近に設けること。
 - (3) 令第 19 条第 3 項第 1 号及び第 2 号の「建築物の各部分」とは、建築物の 1 階部分の外壁又はこれに代わる柱等の部分（地上 1m 程度）をいうものであること。
 - (4) 大規模な工場等で、屋外消火栓を令第 19 条第 3 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づき設置した場合において、当該防火対象物の中央部に生ずる当該設備の有効範囲外の部分は、屋内消火栓設備の設置を指導すること（令第 11 条の規定により屋内消火栓設備が義務付けられている防火対象物を除く。）。☆
- 8 ホース及び筒先は基準 13、第 1、第 8 項（後段を除く。）の規定の例によるほか、次によること。
 - (1) 1 の屋外消火栓につき、呼称 65、長さ 20m のホース 2 本以上及び筒先 1 本以上を、屋外消火栓箱に

格納しておくこと。◇

- (2) ノズルは、19 mmのスムーズノズルとし、「結合金具の接続する消防用接続器具の構造、性能等に係る技術基準について」（平成5年6月30日消防予第197号）の基準に適合するものとする。

9 標識等は、次によること。

- (1) 屋外消火栓箱の内部又はその直近の見やすい箇所に、屋外消火栓の使用方法を表示すること。
(2) 「ホース格納箱」及び「消火栓」の表示は基準38によること。

10 消防用ホースの摩擦損失計算は、第22-2表によること。

第22-2表

ホースの摩擦損失水頭表（100m当たり） [単位m]		
流量 (ℓ /min)	呼称 種別	ホース呼称
		呼称65のホース
		平ホース
350		4